

米子市公の施設ネーミングライツ・スポンサー企業公募要領

1 公募の目的

米子市の公の施設の有効活用による新たな財源確保、及び公の施設の広報宣伝・利用促進を図るため、公の施設のネーミングライツ・スポンサー企業を公募します。

2 公募主体 米子市

3 公募期間 平成20年8月1日(金)～同年9月30日(火)

4 対象とする公の施設

整理番号	名 称	所 在 地	面 積
	米子市東山運動公園	米子市東山町・車尾地内	約237,800㎡
	美術館・図書館エリア	米子市中町地内	約 8,500㎡

[備考]

整理番号 米子市東山運動公園は、米子市民球場、米子市民体育館、米子市東山陸上競技場、米子市営東山水泳場、米子市東山体育館、米子市営東山庭球場、米子市営弓道場、米子市営東山球技場、米子市営東山スポーツ広場及び米子市営東山補助グラウンドの10施設を含む総合運動公園です。

整理番号 美術館・図書館エリアは、隣接する米子市美術館・米子市立図書館・憩の道一帯を指します。

上記の表に掲げる公の施設(以下「対象施設」という。)の位置図は、別添のとおりです。

5 公募概要

対象企業

対象施設の命名権者としてふさわしい企業であること。なお、次に掲げる業種又は性質に係る場合は、公募対象から除外します。

政治性若しくは宗教性のあるもの又は選挙関係のもの

風俗営業に関するもの

商品先物取引、消費者金融及び事業者金融に関するもの

公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

命名対象

対象施設の愛称を命名することができます。

整理番号 の正式名称は「東山公園」であり、整理番号 については特定の正式名称はありませんが、スポンサー企業は、契約期間中において対象施設に愛称を付すことができます。命名された愛称は、米子市告示、広報よなご、米子市ホームページ等により、広く市民に公表します。

なお、整理番号 ・整理番号 とも、前項の表の備考第1号及び第2号に掲げる対象施設内の個別施設(以下単に「個別施設」という。)の命名は含みません。個別施設の呼称は、命名された愛称に一般的な施設名称又は正式な施設名称を付記したものとなります。

[例： 運動公園(米子)市民球場・ スポーツビレッジ(米子)市民体育館・ スポーツパーク(米子市営)東山陸上競技場・ 文化広場
米子市立図書館・ カルチャーパーク米子市美術館]

命名条件

対象施設にふさわしく、それぞれの設置目的（整理番号 は体育施設エリア・整理番号 は文化教養施設エリア）がイメージできる愛称としてください。

応募された愛称によっては、選定の段階で、応募者と直接に協議・調整をすることがあります。

契約期間中における愛称の変更はできません。

命名料金

命名に係る料金は、対象施設ごとに次のとおり（1年未満の期間については月割、1か月未満の期間については1か月に切り上げ）とします。ただし、これはあくまでも市の希望額ですので、絶対的な応募の条件とするものではありません。

整理番号	名 称	希望する命名料金（消費税別途）
	米子市東山運動公園	年額300万円以上
	美術館・図書館エリア	年額200万円以上

命名料金の支払期限は、年度分を一括して、契約期間における当該年度の最初の月の末日とします。なお、整理番号 美術館・図書館エリアの命名料金については、その全額を米子市立図書館の図書購入費に充てます。

契約期間

契約日（平成20年11月1日～平成21年4月1日の間でスポンサー企業が希望する日）から平成24年3月31日まで

なお、契約期間満了に際し、スポンサー企業が市の定める条件で次期への更新を希望し、市の定める期限までにその旨を申し出た場合は、次期スポンサー選定における優先交渉権を付与します。

愛称の表示可能箇所

敷地内サイン（その位置や規模、設置時期等は、市及び対象施設の指定管理者と協議の上で決定します。）

スポンサー企業が希望する場合は、対象施設のパンフレット（新規作成も可とし、その内容については、市及び対象施設の指定管理者と協議の上で決定します。）

市又は指定管理者が作成する個別施設のパンフレット及び使用申請・許可関係書類（現使用分の在庫がある場合は、スタンプ印等での表示となることもあります。）

市及び指定管理者のホームページ（契約期間当初から表示します。）

道路標識（道路管理者の権限で設置又は変更されます。ただし、スポンサー企業が希望しても、道路管理者から許可されないこともあります。）

費用負担

スポンサー企業の負担 敷地内サインの設置費用（市長の認める範囲内で市の土地・建物の占用料は無料）、道路標識の設置・変更費用、契約期間満了後の原状復旧に係る費用、対象施設のパンフレットの新規作成費用その他下記の米子市の負担する費用以外の費用

米子市の負担 前号 及び に係る費用

スポンサー特典

整理番号 については、契約期間中の各年度 2 回まで、米子市東山運動公園内の個別施設（東山水泳場を除く。）を使用する場合の施設使用料（入場料金加算使用料、照明使用料及び冷暖房使用料を除く。）を半額に減免します。（個別施設トータルで 2 回であり、個別施設各 2 回ではありません。）

整理番号 については、契約期間中の各年度 2 回まで、憩の道一帯（屋内施設を除く。）を無償でイベント等に専用使用することができます。ただし、一般の利用者を排除することはできません。

6 申込み・選定手続

申込方法

別紙「米子市公の施設ネーミングライツ申込書」に必要事項を記入の上、米子市総務部行政経営課（下記）に提出してください。

申込期間

平成 20 年 8 月 1 日（金）から同年 9 月 30 日（火）まで

なお、申込期間内であれば、申込内容の変更、任意提出の添付書類の追加又は申込みの取下げを認めます。

選定方法

庁内の選定機関において、命名権者としてふさわしい企業か否か、応募された愛称・命名料金、対象施設の利用促進計画その他の要件を総合的に判断し、交渉優先順位を付した上で、適切にスポンサー企業を決定します。

選定結果の通知・公表

選定結果は、スポンサー企業を決定した後、すべての応募者に文書で通知するとともに、広く公表します。

応募内容等の公開

応募期間内においては、対象施設ごとに応募者の有無（有の場合は件数を含む。）は公表しますが、応募者の名称、応募された愛称・命名料金その他の応募内容については、一切公表しません。

なお、選定結果の通知後には、米子市情報公開条例（平成 17 年米子市条例第 22 号）に基づき、応募内容、選定経過等は公開対象となります。

7 その他

この公募要領に定めのない事項について問い合わせがあった場合は、その内容及び回答を、米子市ホームページ等により公表します。

個別施設の過去 3 年間ににおける利用状況、開催された主な行事については、米子市総務部行政経営課（下記）にお問い合わせください。

8 問い合わせ（申込み）先

〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地 米子市総務部行政経営課

電話（0859）23 - 5332 FAX（0859）23 - 5390

E-mail gyouseikeiei@yonago-city.jp